近江八幡市長 小 西 理 様

近江八幡市監査委員 屠 户 貢

近江八幡市監査委員 大川恒彦

令和4年度健全化判断比率報告書及び令和4年度資金不足比率報告書の審査意 見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和4年度健全化判断比率報告書、及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度資金不足比率報告書に関し、同報告書及び附属書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度 近江八幡市健全化判断比率審査意見書

1. 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等に主眼を置いて実施した。

2. 審査の期間

令和5年7月27日から令和5年8月7日まで

3. 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された健全化判断比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

(建入1/2014年17-22	令和4年度		令和3年度		/# **	
健全化判断比率	算定比率	早期健全化基準	算定比率	早期健全化基準	備 考	
① 実質赤字比率	1	12. 53	I	12. 51	市の最も主要な会計である 「一般会計等」に生じている 赤字の大きさを標準財政規 模に対する割合で示したも の	
② 連結実質赤字比率	1	17. 53	I	17. 51	公立病院や水道・下水道など の公営企業を含む「市の全会 計」に生じている赤字の大き さを標準財政規模に対する 割合で示したもの	
③ 実質公債費比率	0.7	25. 0	1. 1	25. 0	市の借入金(市債)の返済額 (公債費)の大きさを標準財 政規模に対する割合で示し たもの (3ヵ年平均)	
④ 将来負担比率	_	350. 0	_	350. 0	市の借入金(市債)など、現在 抱えている負債の大きさを 標準財政規模に対する割合 で示したもの	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は実質黒字となっており、比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は実質黒字となっており、比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は、3ヵ年平均で0.7となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は、前年度と比べ、国の方針による臨時財政対策債発行可能額の大幅な縮減や地方債の繰り上げ償還等による地方債残高の減少、及び公営企業債残高の減少に伴う公営企業債等繰入見込額の減少等により将来負担額が減少した一方、好調なふるさと応援寄附金等による基金残高の増加等により充当可能財源等が増加し、結果、将来負担額を充当可能財源等が上回っていることから比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和4年度 近江八幡市資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

資金不足比率は、公立病院や水道・下水道事業などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等に主眼を置いて実施した。

2. 審査の期間

令和5年7月27日から令和5年8月7日まで

3. 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された資金不足比率報告書及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、次のとおりいずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位:%)

人会しひょだいずな	令和 4	4年度	令和3年度		
会計及び比率名	算 定 比 率	経営健全化基準	算 定 比 率	経営健全化基準	
① 水道事業会計		20. 0		20.0	
資金不足比率		20.0		20.0	
② 下水道事業会計		20. 0		20.0	
資金不足比率		20.0		20.0	
③ 病院事業会計		20. 0		20.0	
資金不足比率	_	20.0	_	20.0	

(2) 個別意見

- ① 水道事業会計資金不足比率について 資金不足額は発生していないことから、資金不足比率は算定されず、経営健全化 基準を下回っている。
- ② 下水道事業会計資金不足比率について 資金不足額は発生していないことから、資金不足比率は算定されず、経営健全化 基準を下回っている。
- ③ 病院事業会計資金不足比率について 資金不足額は発生していないことから、資金不足比率は算定されず、経営健全化 基準を下回っている。
- (3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。

健全化判断比率及び資金不足比率審査についての所見

令和4年度の決算に関し、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行ったところ、 全ての項目において、国の示す早期(経営)健全化基準を下回っており、財政的に安定して 推移していることを示している。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全ての会計において黒字決算となったことから、いずれも比率は算定されず、実質公債費比率については、3ヵ年平均で0.7%となり、前年度より0.4ポイント良化している。また、将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため比率は算定されず、現時点における財政状況は良好な状態であると認められる。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率については、水道事業・下水道事業・病院事業ともに資金不足は生じていないことから、前年度に引き続き、この数値は算定されず、いずれも良好な状態であると認められる。

しかしながら、水道事業・下水道事業については、今後、施設の耐震化や老朽管の更新等に多くの経費が必要となることが見込まれることから、各種計画や経営戦略等に基づき、長期的な計画により安定的に事業を実施されるとともに、引き続き収益確保、コスト削減等に取り組まれ、持続可能な健全経営に努められたい。

また、病院事業については、前年度と同様にコロナ禍の影響を受けたものの、病棟再編による入院単価の増加や外来患者数の増加により医業収益は増加し、また、国からの「新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業費補助金」交付により黒字決算を計上することとなった。

新型コロナウイルスの感染症分類が新たなステージに変わり補助金の見直しが行われる中、引き続き「公立病院経営強化プラン」に基づき、健全な病院経営に取り組まれ、累積欠損の早期解消に努められるとともに、安全・良質な医療サービスの提供に努められたい。

令和4年度は、一般会計等において、市税についてはコロナ禍からの回復基調が見られるとともに、市長公約事業に係る子ども・子育て支援基金への積み替えや学校給食費の公会計化等により歳入・歳出ともに前年度より増加し、過去最高額となったふるさと応援寄附金や基金繰入金の大幅増加等により実質収支は黒字となり、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計においても黒字決算となった。

また、当年度初めて積立金残高が市債残高を超過するという大変良好な決算となり、現時点においては、健全な財政状況であると言える。

しかしながら、アフターコロナにおける国・県の動向や社会経済情勢等を注視する中において、社会保障関連経費等の増加やエネルギー価格等の物価高騰の長期化への懸念とともに、本市の重要課題である市庁舎整備事業や安土コミュニティエリア整備事業を始め、既存施設の長寿命化対策等の大型施設整備事業が本格稼働し、これに伴う公債費の増加は不可避と予想されることから、今後、財政運営での重要な局面を迎えることは必至である。

健全化判断比率等は、現時点での財政状況に基づき算定されたものであることを踏まえ、 今後とも、中期財政計画に基づき、今まで以上に歳入確保、歳出の事業精査、市債と積立金 の活用のバランス等に留意され、引き続き、健全で安定的な財政運営を継続されるよう願う ものである。